



宮 崎 県 公 報

平成29年7月20日(木曜日) 第 2913 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

<p>規 則</p> <p>○宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (情報政策課) 1</p> <p>告 示</p> <p>○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令 (移動制</p>	<p>限・禁止)…………… (自然環境課) 2</p> <p>公 告</p> <p>○土地改良区の役員の就退任の届出 (3件) …… (農村整備課) 2</p> <p>○土地改良区の定款変更の認可…………… (“) 4</p> <p>○県営土地改良事業計画の変更…………… (“) 4</p> <p>選挙管理委員会告示</p> <p>○政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の届出…………… 4</p> <p>○解散した政治団体の収支報告書の要旨…………… 6</p> <p>○資金管理団体の指定の届出…………… 6</p>
--	---

規 則

宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第39号

宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 (平成28年宮崎県規則第57号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(条例別表第1の規則で定める事務)	(条例別表第1の規則で定める事務)
第2条 [略]	第2条 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。	4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。
(1)~(9) [略]	(1) 宮崎県肝炎治療費助成事業実施要領 (平成20年3月3日定め) 第4条ただし書の規定による給付に係る事実についての審査に関する事務
5 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、特別支援教育就学奨励事業実施要綱 (平成28年3月24日定め) 第4条の規定により提出する書類に係る事実についての審査に関する事務とする。	(2) 宮崎県肝炎治療費助成事業実施要領第8条第1項の規定による認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
6 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、公立高等学校等奨学給付金 (奨学のための給付金) 給付要綱 (平成27年6月4日定め) 第6条の規定による給付の申請に係る事実についての審査	(3) 宮崎県肝炎治療費助成事業実施要領第13条第2項の規定による申請事項の変更に係る事実についての審査に関する事務
	5 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。
	(1)~(9) [略]
	6 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、特別支援教育就学奨励事業実施要綱 (平成28年3月24日定め) 第4条の規定により提出する書類に係る事実についての審査に関する事務とする。
	7 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、公立高等学校等奨学給付金 (奨学のための給付金) 給付要綱 (平成27年6月4日定め) 第6条の規定による給付の申請に係る事実についての審査

に関する事務とする。

7 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

(1)・(2) [略]

(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)

第3条 [略]

2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 第2条第4項第1号、第3号から第5号まで、第7号及び第9号に掲げる事務、次に掲げる情報

ア～ウ [略]

(2) 第2条第4項第2号、第6号及び第8号に掲げる事務、前号ア及びイに掲げる情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 449号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成29年7月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

県内一円

(2) 期間

平成29年10月24日から平成30年9月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）は、松く

に関する事務とする。

8 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1)・(2) [略]

(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)

第3条 [略]

2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は前条第4項各号に掲げる事務とし、条例別表第2の2の項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1) 宮崎県肝炎治療費助成事業実施要領第4条本文の治療費助成の対象者及び同条ただし書に規定する者（以下「受給者等」という。）に係る児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報

(2) 受給者等に係る生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更又は同法第26条の規定による保護の停止若しくは廃止に関する情報

(3) 受給者等に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の支援給付又は同法第15条第1項の配偶者支援金の支給に関する情報

3 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 第2条第5項第1号、第3号から第5号まで、第7号及び第9号に掲げる事務、次に掲げる情報

ア～ウ [略]

(2) 第2条第5項第2号、第6号及び第8号に掲げる事務、前号ア及びイに掲げる情報

い虫を駆除した後でなければ移動させてはならない。

4 命令をしようとする理由

松くい虫の付着した伐採木等を移動することにより、当該伐採木等が感染源となって松くい虫による被害が一層拡大するおそれがあるため。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、黒沢津土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった

平成29年7月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	馬 場 幸 成	小林市南西方5559番地4
理 事	立 野 久 二	小林市南西方6646番地

理 事	下 沖 ミチエ	小林市南西方5706番地 4
理 事	高 城 盛 義	小林市南西方5722番地 3
理 事	橋 本 和 弥	小林市南西方6411番地
理 事	黒沢津 透	小林市南西方6560番地
理 事	川 畑 政	小林市南西方6299番地 6
理 事	熊ノ迫 高 夫	小林市南西方5308番地
監 事	河 野 与 一	小林市南西方5844番地 1
監 事	温 水 勝 則	小林市南西方6317番地 2

(任期：平成31年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	徳 丸 五 月 男	小林市南西方6395番地 7
理 事	温 水 藤 雄	小林市南西方6357番地
理 事	馬 場 由 紀 子	小林市南西方5714番地
理 事	鬼 塚 泰	小林市南西方6386番地
理 事	温 水 義 博	小林市南西方6707番地
理 事	黒沢津 哲 男	小林市南西方6552番地
理 事	右 松 哲 朗	小林市南西方6713番地
理 事	熊ノ迫 高 夫	小林市南西方5308番地
監 事	神 田 和 啓	小林市南西方6367番地
監 事	河 野 与 一	小林市南西方5844番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、宝光院土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年7月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	谷 口 和 巳	小林市細野4659番地 2
理 事	永 山 浩 一	小林市駅前 209

理 事	上 谷 幸 公	小林市細野2982番地 3
理 事	内 永 悟	小林市細野4445番地 1
理 事	開 尾 茂	小林市細野4911番地 5
理 事	押 領 司 浩	小林市細野4059番地
監 事	谷 山 巳 知 雄	小林市細野4561番地 ロの 1
監 事	新 竹 明	小林市細野1704番地 2

(任期：平成31年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	谷 口 和 巳	小林市細野4659番地 2
理 事	永 山 浩 一	小林市駅前 209
理 事	松 元 俊 一	小林市細野3074番地 3
理 事	上 谷 幸 公	小林市細野2982番地 3
理 事	吹 田 憲 昭	小林市細野2860番地 3
理 事	内 永 悟	小林市細野4445番地 1
理 事	富 満 重 利	小林市細野4070番地の 4
監 事	倉 田 富 夫	小林市細野4637番地 4
監 事	田 代 正 八	小林市細野4467番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、保揚枝原土地改良区（小林市）の役員の新就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年7月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	今 別 府 泰 志	小林市真方5641番地 1
理 事	吉 蘭 和 文	小林市真方3912番地
理 事	大 部 実 男	小林市真方3742番地の 3
理 事	鷗 野 弘 行	小林市東方6249番地 1

宮崎県知事 河野 俊 嗣

理 事	今別府 勝 秋	小林市北西方5788番地
理 事	今別府 裕 一	小林市北西方5734番地
監 事	海 蔵 初 明	小林市東方6103番地の22
監 事	相 場 克 幸	小林市真方3898番地 6

(任期：平成31年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	今別府 泰 志	小林市真方5641番地 1
理 事	高 田 春 男	小林市北西方4698番地36
理 事	鷗 野 義 春	小林市東方6223番地
理 事	吉 蘭 和 文	小林市真方3912番地
理 事	大 部 実 男	小林市真方3742番地の 3
理 事	永 久 井 博 昭	小林市北西方5308番地
監 事	海 蔵 初 明	小林市東方6103番地の22
監 事	相 場 克 幸	小林市真方3898番地 6

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、宝光院土地改良区（小林市）から平成29年6月19日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成29年7月20日

1 設立届

○その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
高千穂を愛する会	田 中 義 了	田 中 義 了	西臼杵郡高千穂町大字三田井1377-5	平成29年5月9日
吉留ゆうじ後援会	吉 留 優 二	吉 留 仁 美	えびの市大字上江 664-2	平成29年5月9日
小宮やすこ後援会	小 宮 寧 子	小 宮 香 代 子	えびの市大字上江 814	平成29年6月2日
金田てる子後援会	金 田 輝 子	鼓 野 香	えびの市大字上江 154-5	平成29年6月7日
久保よしてる後援会	久 保 芳 照	久 保 芳 照	えびの市大字原田32-10番地	平成29年6月8日
東南起風会	伊 東 芳 郎	伊 東 陽 子	宮崎市宮田町13-8田崎ビル1階西	平成29年6月21日
まつくぼミツエ後援会	松 窪 貞 夫	松 窪 ミツエ	えびの市大字今西 413	平成29年6月28日
赤塚たかし後援会	赤 塚 隆 志	中 山 裕 二	都城市都原町3364-2	平成29年6月30日
延岡市民ファーストの会	甲 斐 盛 豊	今 井 悠 生	延岡市小峰町6388-2	平成29年6月30日

2 異動届

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の3第1項の規定により、畝倉地区県営土地改良事業（えびの市、畑地帯総合整備事業）に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年7月20日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成29年7月20日から平成29年8月18日まで

3 縦覧場所

えびの市農林整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年7月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党21世紀宮崎をつくる会	北 田 康 彦	主たる事務所の所在地	宮崎市松山1丁目12-7 大春ビル1F	宮崎市希望ヶ丘3丁目33-10	平成29年 4月24日
		代 表 者	北 田 康 彦	中 西 ト キ 子	
自由民主党綾町支部	日 高 幸 一	主たる事務所の所在地	東諸県郡綾町大字南俣65	東諸県郡綾町大字南俣2807-1	平成29年 5月22日
		代 表 者	日 高 幸 一	押 田 和 義	
		会 計 責 任 者	押 田 和 義	日 高 幸 一	
自由民主党宮崎県ちんたい支部	宮 本 圭	主たる事務所の所在地	宮崎市大淀3丁目5-6	宮崎市大字恒久5068-1	平成29年 6月6日
		代 表 者	宮 本 圭	久 保 田 和 人	
		会 計 責 任 者	森 山 謙 太 郎	宮 本 圭	

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
かしわぎ忠典後援会	柏 木 忠 典	会 計 責 任 者	柏 木 友 子	飯 山 藤 彦	平成28年 6月13日
幸福実現党宮崎県本部	大川原 一 彰	代 表 者	大 川 原 一 彰	高 田 雅 彦	平成29年 1月15日
宮崎県家畜商政治連盟	陶 山 清 詩	会 計 責 任 者	二 見 絵 里	久 留 貞 洋	平成29年 3月28日
小林えびの西諸歯科医師連盟支部	水 流 裕 二 郎	主たる事務所の所在地	小林市堤2992番地7	小林市大字細野 113番地5	平成29年 5月20日
		代 表 者	水 流 裕 二 郎	児 玉 芳 邦	
		会 計 責 任 者	河 野 弘	浜 崎 卓 也	
宮崎県木材産業政治連盟	高 嶺 清 二	代 表 者	高 嶺 清 二	横 田 欽 一 郎	平成29年 5月31日
		会 計 責 任 者	菓 子 野 信 男	清 次 男	
清流会	吉 玉 典 生	主たる事務所の所在地	延岡市古川町82-1	延岡市緑ヶ丘5丁目14番30号	平成29年 6月1日
		代 表 者	吉 玉 典 生	白 坂 幸 則	
		会 計 責 任 者	木 村 健 一	都 倉 保 博	
田口正英後援会	日 高 英 明	代 表 者	日 高 英 明	川 原 昭 広	平成29年 6月13日
宮崎県歯科医師連盟西都児湯支部	宮 地 英 輝	会 計 責 任 者	上 山 賢 剛	中 崎 裕	平成29年 6月17日

3 解散届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党宮崎県日向市第二支部	十 屋 幸 平	鉄 井 正	日向市大字財光寺1207-1	平成29年5月30日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
むた昭三後援会	深 草 彰 三	牟 田 文 二	小林市北西方1163-3	平成28年12月1日
宮崎県隊友政治連盟新富町支部	桜 井 盛 生	福 田 公 徳	児湯郡新富町大字新田8612-1	平成28年12月31日

宮崎県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第17条第 1 項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成29年 7 月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

(政党の支部)

政治団体の名称 自由民主党宮崎県日向市第二支部
報告年月日 平成29年 5 月16日

(平成28年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	217,801円
ア 前年繰越額	217,801円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	217,801円

2 収入・支出の内訳

(2) 支出の内訳	
イ 政治活動費	217,801円
㊦ 寄附・交付金	217,801円
合 計	217,801円

報告年月日 平成29年 6 月 1 日

(平成29年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円

1 指定届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
小 宮 寧 子	えびの市議会議員	小宮やすこ後援会	えびの市大字上江 814	平成29年 6 月 2 日
伊 東 芳 郎	宮崎市長	東南起風会	宮崎市宮田町13-8 田崎ビル 1 階西	平成29年 6 月 21 日

イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(その他の政治団体)

政治団体の名称 むた昭三後援会
報告年月日 平成29年 6 月23日

(平成28年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 宮崎県隊友政治連盟新富町支部
報告年月日 平成29年 6 月29日

(平成28年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

宮崎県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第 2 項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年 7 月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明